

補助金活用事例(R2.6.16現在)

種別	具体例	補助対象	理由、条件	
消耗品	マスク(来客者・店員)	○	令和2年4月7日～12月31日に使用した部分のみ対象。管理表での数量管理が必要	
	消毒液	○		
	ペーパータオル	○		
	感染防止対策を行っている掲示	○		
	新事業(テイクアウトなど)の商品開発費(原料)	○		
ネット販売	ウェブ作成費に係る経費	○	新しい取組であれば対象	
	ネット販売用のパソコン	△	パソコンは汎用性が高いが、新事業のために購入するものであり、その事業を今後も継続し、その用途にのみ使用すると認められる場合は補助対象 ※補助期間のみ使用するような場合はリース又はレンタルで用意してください。	
	フィットネスクラブ会員がオンラインでトレーナーの指導が受けられる環境整備にかかる初期費用	○		
テイクアウト・デリバリー	包材	○	新しい取組であれば対象	
	割りばしやお手拭きなど	○	テイクアウト、デリバリーでの使用が明確な場合	
	配達スタッフのマスク	○		
	広告作成	○	新しい取組であれば対象	
	予約受付システム構築の初期費用	○		
	テイクアウト販売専用窓口の設置	○		
	テイクアウト用の食材保管のための冷蔵庫購入	○	事業継続のために必要であると認められる場合は対象	
	ラッピング機器の購入	○	新しい取組のために使用するものであれば対象	
	以前からテイクアウトをしているがテイクアウトのみを行う期間内の包材や広告宣伝費	○	事業継続に向けた売り上げ確保の取組として、該当期間のものは対象	
	以前からテイクアウトをしている場合のテイクアウト強化	○	新メニューや新サービスのための経費(広報、配達用コンテナの拡充、リサイクル容器の使用など)であれば対象	
社員研修	スキルアップのための研修費等	○	新サービス等を提供するために必要と認められる場合対象	
食事券	食事券の発行経費	○		
宣伝費	飲食店でビュッフェスタイルからオーダー制に転換する場合のチラシ	○		
	共同出店にかかる看板の設置	○		
消毒委託	電車、船内または店内の客室消毒作業の委託	○		
備品	レジカウンターへの透明ビニールカーテンの設置	○		
	対人距離確保のためのサッカー台(会計後袋詰めする台)の購入	○		
	施設入口のサーモグラフィカメラ設置	○		
	これまで大皿で提供していた料理を、個別の皿で提供するための小皿やトレイ	○		
	新メニューを作るためのコンロや機械	○	事業継続のために必要であると認められる場合は対象	
	キャッシュレス決済対応端末の購入	○		
	レジでの感染防止のため自動釣銭機の導入	○		
	手洗い場へのペーパータオルの設置	○		
	車内、店内へのアクリルパーティションの設置	○		
	フェイスシールド	○	接客を行う店員用	
	冷蔵庫、ショーケース、陳列棚	○	事業継続のために必要であると認められる場合は対象	
	リース	○	4月7日～12月31日までの間のリース料で、12月31日までに支払いが完了しているものであれば対象	
	換気機能、空気清浄機能、除菌効果のあるパッケージエアコン	○	来客者のための感染防止対策や3密を回避するために必要な機能があると認められれば対象。	
	TV会議システム導入のための専用のTVを購入	×	社内だけの感染防止対策は対象外	
	屋外で飲食するための机椅子	○	対象だが、机や椅子は汎用性が高いので、写真等で新事業に活用した証拠を残すこと	
	厨房で予約状況、対応済状況等を把握するための専用品としてのモニター類	○	申請書上で用途や目的を説明し、感染拡大防止又は新事業展開に活用するものであることがわかれば対象	
	除菌生成装置	○	来客者用の対策であれば対象	
	理美容店で感染防止のために使用するお客さんが被る抗菌素材のクロスを購入	○		
	改修工事	換気ができない部屋の対策改修工事	○	来客者用の対策であれば対象
		待合室を仕切る改修	○	
美容室で新たに個室を1つ設置するための改修工事		○	感染防止対策として個室を設けることで1人に対して接触する人数を減らすことにつながるのであれば対象	
換気設備の改修		○	来客者用の対策であれば対象	
客席の間隔を広げるための店舗改修		○		
換気設備がない部屋に網戸を設置する工事		○	来客者用の対策であれば対象	
店舗入口の自動ドア改修		○		
和式便所を洋式便所に改修		○	客観的に感染防止対策のために実施されると認められるものであれば対象	
屋外で飲食するための整備費(外溝改修、庭修繕、机椅子購入など)		○	対象だが、机や椅子は汎用性が高いので、写真等で新事業に活用した証拠を残すこと	
非接触型・自動化の手洗い設備の改修、設置		○	来客者用の対策であれば対象	
新規創業者	これから店舗工事を行う場合の感染防止対策や当初の事業に追加して行う新規事業経費	○	開業届提出後や登記後の取組であり、本補助金の趣旨に合致する内容であれば対象	
送料	商品購入時の送料、DM発送料	○		
テレワーク	テレワーク機材	×	社内(社員同士)の感染防止対策は対象外	
クラウドファンディング	クラウドファンディングに係る経費	×	それ自体が収益を生むため対象外	
人件費	人件費	×	固定費は不可	
家賃	家賃	×	固定費は不可	
光熱費	光熱費	×	固定費は不可	
手数料	新規で露天商をする場合の保険協会加入費、申請手数料	×	固定費は不可	
	振込手数料、代引き手数料	×	対象外	